

川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金交付要綱

(通則)

第1条 川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市内中小企業が主体となり、学術機関や他企業等と連携して行う等、革新的な環境分野の技術・製品・システムの研究開発に要する経費に対して補助金を交付することにより、市内中小企業の産業競争力の強化とグリーンイノベーションの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に掲げる中小企業団体をいう。

2 この要綱において「学術機関」とは、国公立研究機関、国公立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、独立行政法人、公的試験研究機関、及びこれらに準ずる機関をいう。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、市内中小企業が主体となり、学術機関や他企業等と連携して行う等、新技術・新製品等の研究開発であって、次の事業分野とする。

- (1) 「環境汚染防止分野」に資する技術・製品・システムの研究開発
- (2) 「地球温暖化対策分野」に資する技術・製品・システムの研究開発
- (3) 「廃棄物処理・資源有効利用分野」に資する技術・製品・システムの研究開発

2 次のいずれかに該当するときは、補助対象にならないものとする。

- (1) 既に研究開発が完了しているとき
- (2) 研究開発の全部又は大部分を外部へ委託するとき
- (3) 生産設備等の機械装置の導入が主な目的であるとき
- (4) 製品の量産化に過ぎないとき
- (5) 同一研究内容及び同一経費で、既に川崎市又は他の行政機関等の研究開発費助成制度による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合
- (6) 補助金の額が200万円未満の事業であるとき

3 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

4 補助対象事業は、第7条に規定する補助金交付申請書を提出した日の属する年度の3月1日から翌年度の1月31日までに実施するものとする。

(補助対象者)

第5条 この要綱に定める補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、学術機関や他企業等と連携して行う等、新技術・新製品等の研究開発を行い、若しくは行おうとする中小企業等で、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小事業者又は別表2に掲げる施設等に本店（主たる事務所）を有している中小事業者であること。
- (2) 補助対象事業を市内の事業所で行う者であること。
- (3) 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有又は出資している事業者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有又は出資している事業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者

- (5) 代表者又は役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

（補助率及び補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計の4分の3以内で、1つの補助対象事業につき、500万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 誓約書（第3号様式）
- (3) 申請書の提出前3箇月以内の納税証明書又はその写し（法人の場合は法人市民税の納税証明。個人事業主の場合は市民税・県民税（個人）の納税証明。）（ただし、事業を営んでから2年未満の中小事業者については、申請時点で添付できる市民税納税証明書）
- (4) 登記簿謄本の写し（ただし、個人事業者については、開業届の写し又は確定申告書の写し）
- (5) 会社パンフレット（会社の経歴書）
- (6) 申請内容に関連する特許・実用新案（出願中のものを含む。）がある場合には、その写し
- (7) 申請内容に関連して、法律に基づく認定や公的機関等の補助等を受けたことがある場合には、そのことが確認できる書類
- (8) 決算関係書類（直前2期分。ただし、開業後2期を経っていない場合は、申請時に申出の上、代替手段によることができる。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する申請書は、別に指定する日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第4号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。
- 3 第1項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、加点項目を定めることができる。
- 4 交付決定に当たっては、別に定める川崎市産業振興支援事業審査会に諮るものとする。

(変更・中止の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下、補助事業という。）について、その内容を変更し、または中止しようとする場合は、速やかに事業計画変更（中止）承認申請書（第5号様式。以下「変更（中止）申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 2 前項における軽微な変更は、次の各号をいう。
 - (1) 事業実施期間を前倒しする場合
 - (2) 事業計画書に記載の事業内容に変更を及ぼさない範囲で事業の一部を中止する場合であって、補助対象経費から該当分を除算する場合
 - (3) 同一費目において経費の配分を変更する場合であって、事業計画書に記載の事業内容に変更が生じない場合
 - (4) 費目間で経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費合計額の3割以内となる場合
 - (5) 補助対象経費を増額する場合であって、補助金額に変更が生じない場合
 - (6) その他、市長が軽微と認める場合

(交付決定の変更・中止)

第10条 市長は、前条の変更（中止）申請書の提出があった場合において、補助金変更又は中止の承認を決定したときは、補助金変更（中止）決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。また、補助金変更又は中止の不承認を決定したときは、補助金変更（中止）不承認通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(中間検査)

第11条 市長は、補助金の適切な執行のため、必要に応じ、申請書及び事業計画変更（中止）承認申請書に記入された内容等について、中間検査を行うことができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して14日を経過した日又は令和6年1月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業別経費内訳書
- (3) 支払いを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第13条 市長は、事業実績報告書の提出を受けた後、速やかにその内容を審査し、適正であると認められるときは、補助金額を確定し、補助金交付確定通知書（第9号様式。以下「確定通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。ただし、第8条により決定した補助金額又は第10条により承認した補助金額から、金額に変更が生じない場合は、確定通知書（第9号様式）による通知を省略することができる。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条により補助金の額が確定した後、速やかに市長に補助金の適正な請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、30日以内に、補助金を交付する。

(市内中小企業者への優先発注)

第15条 補助事業者は、補助金等の交付決定額が100万円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が100万円（税込）を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(100万円を超える発注について本市への報告書等提出)

第16条 前条に該当する補助事業者は、第12条に定める実績報告の際、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 発注実績報告書（第10号様式）
- (2) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第11号様式）

2 前項第1号に定める発注実績報告書については、補助対象経費のうち、1件の金額が100万円（税込）を超える支出となる案件について記載するものとし、前条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第12号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に誓約書（第12号様式）（見積書を徴収する時点において、記載

内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない場合に限る）を提出している者を除く。

- 4 本条第1項第2号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第11号様式）については、前条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1）偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付を受けるまでに第4条、第5条に定める要件を欠くことになったとき。
- （4）第15条又は第16条の規定に違反したとき。
- （5）補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、この要綱に定める規定、その他法律等に基づき市長が行った指示、もしくは命令に違反したとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による取消しにより補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。
- 3 補助金の返還期限は、返還の命令日から20日以内とし、期限内に納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

（届出の義務）

第19条 補助事業者は、補助金交付年度以降5年以内に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- （1）事業所の移転又は名称若しくは代表者を変更したとき。
- （2）合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき。

（書類の保管）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保管しておかななければならない。

（実施状況の調査等）

第21条 市長は、補助事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、書面の提出を求め、又は現地調査等により、補助事業に係る帳簿等の関係書類や設備等、実施状況について調査を行うことができる。

(産業財産権に関する届出等)

第22条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年以内に、補助事業に関する産業財産権の出願をしたとき、又はこれらの権利を取得したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業に関して取得した産業財産権について、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年以内に、これを譲渡しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(備品の処分等)

第23条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年以内に、備品（取得財産のうち、単価10万円（税抜き）以上のもの）の廃棄、譲渡又は貸付しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(事業成果の普及)

第24条 補助事業者は、市長が補助事業の成果を普及するための事業を行うときは、これに協力するように努めなければならない。

(その他)

第25条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費

費 目	内 容
原材料・消耗品費及び資料購入費	原材料や消耗品、資料の購入に要する経費
機 械 設 備 ・ 工 具 費	機械・装置・工具の試作・改良・購入・借用に要する経費
外 注 加 工 及 び 調 査 費	外注加工や検査・分析・調査等の外部委託に要する経費
産 業 財 産 権 導 入 費	産業財産権の取得や使用に要する経費
技 術 指 導 費	大学や専門家への謝金など、技術指導受入れに要する経費
ア ウ ト リ ー チ 活 動 費	助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の経費
共 同 研 究 費	助成事業の一部を第三者（連携先の学術機関や企業等に限る）と共同で実施するために負担した経費

- ・パソコン等の汎用性が高く他の事業でも使用することが想定されるものは対象外とする。
- ・消費税及び地方消費税、特許出願にかかる印紙代等は対象外とする。
- ・振込手数料等の支払いにかかる手数料は対象外とする。なお、振込手数料が先方負担となる場合、その金額分は値引があったものとして取り扱い、実際に振り込んだ税抜金額のみが対象となる。
- ・送料や設置代など、補助対象経費と密接に関連する経費については、一連の支出に含まれる場合のみ、対象として認めるものとする。

別表第2（第5条関係）

対象施設等

- (1) かながわサイエンスパーク
- (2) かわさき新産業創造センター
- (3) テクノハブイノベーション川崎
- (4) 明治大学地域産学連携研究センター
- (5) その他のインキュベーション施設であって、市長が特に認めるもの

川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

本店所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

事業実施場所

〔連絡担当者〕

氏名

所属・職名

電話番号

メールアドレス

川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

事業名	
対象分野	※対象分野は要領上に定める別紙「環境産業の分類に関して」から該当するものを選択ください。
総事業費	千円
補助申請額	千円
補助対象経費内訳	別紙

◆企業概要

事業内容		資本金	千円 (大企業の出資割合 %)
従業員数	名	創業年月	年 月
主要製品	%	主要取引先	%
	%		%
	%		%

◆研究開発における役割

名 称 (申請者)	
研究開発における役割	

◆連携先の概要

名 称		所在地	
研究開発における役割			
担当者名		所属・職名	
電話番号		メール アドレス	

◆連携先の概要

名 称		所在地	
研究開発における役割			
担当者名		所属・職名	
電話番号		メール アドレス	

※枠が足りない場合は、コピー&ペーストして記載してください。

別表第1 補助対象経費内訳

費 目	金額 (単位 : 円)
(1) 原材料・消耗品費及び資料購入費 (内訳)	
小 計	
(2) 機械設備・工具費 (内訳)	
小 計	
(3) 外注加工及び調査費 (内訳)	
小 計	
(4) 産業財産権導入費 (内訳)	
小 計	
(5) 技術指導費 (内訳)	
小 計	
(6) アウトリーチ活動費 (内訳)	
小 計	
(7) 共同研究費 (内訳)	
小 計	
補助対象経費の計	
補助対象外経費 (内訳)	
総事業費	

※消費税を除いた額を記入してください。

事業計画書

事業名	
新技術・新製品の概要	（新技術・新製品の背景、目的、内容等について、300文字程度で具体的に記載すること）
開発内容	（当該事業の研究開発（※）の目標、内容等を記載すること。また、開発項目ごとに目標、解決手段、実施内容等を記載すること）
開発スケジュール	（当該事業の研究開発のスケジュールを開発項目ごとに記載すること） （※表形式でも可）
事業実施体制	（当該事業の研究開発に関して、実施体制を記載すること。連携先となる学術機関・企業等があれば、関係性が分かるよう記載すること）
環境性・社会性	（新技術・新製品が脱炭素をはじめとする環境への貢献、社会や産業界に与える影響を記載すること）
新規性・独自性	（新技術・新製品に関して、従来の製品等がない優れた点、模倣されにくい点、自社の強みを活かせる点、知的財産権の取得可能性について記入すること）
市場性	（新技術・新製品の市場ニーズ、市場規模、市場シェアの見込みについて記載すること）
事業化の見込み	（新技術・新製品の事業化に向けて、当該事業の研究開発以外に必要な事項（追加開発、生産・販路開拓の体制整備等）について記載すること）
特許・実用新案 （申請中を含む）	
他の補助金の 受入・申請状況	
加点項目【デジタル化】	（以下の加点項目及び特記事項への記載は必須ではありません。該当する場合にのみ記載ください。審査会にて加点の妥当性が認められた場合のみ、加点対象となります。当該事業の実施が本市産業のデジタル化推進に資する場合、お書きください。）
特記事項	※貴社の得意とする技術などPRしたい点があればお書きください。

※ 説明に資料が必要な場合には、別に添付してください。

※ 当該事業の研究開発とは、新技術・新製品の事業化のために行う研究開発のうち、本補助金を活用して取り組む予定の研究開発のことをいいます。

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

本 店 所 在 地
名 称
代表者職・氏名

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消等その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、下記「役員等名簿」により提出する当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

〔役員等名簿〕

役職	フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

(注1) 氏名には、フリガナを付して下さい。

(注2) 当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

第4号様式（第8条関係）

川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

本店所在地
名 称
代表者職・氏名 様

年 月 日付で、申請のあった川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金については、川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次の条件を付けて交付を決定します。

年 月 日

川 崎 市 長 名

- 1 対象事業名
- 2 補助対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 補助対象経費 円
- 4 交付決定金額 円
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることがあります。
 - (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付を受けるまでに、第4条、第5条に定める要件を欠くことになったとき。
 - (4) 第15条又は第16条の規定に違反したとき。
 - (5) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、この要綱に定める規定、その他法律等に基づき市長が行った指示、もしくは命令に違反したとき。
- 6 補助事業の内容を変更又は補助事業の全てを中止するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更該当する場合については、この限りではない。
- 7 補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、関係書類を添えて事業実績報告書を提出すること。
- 8 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定日の翌日から起算して30日以内に、書面により申請の取下げをすることができます。このとき、当補助金の交付決定はなかったものとみなす。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

（申請者）

本店所在地
名 称
代表者職・氏名

年度 川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金に係る事業計画変更
（中止）承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり事業計画の内容を変更（中止）しますので、川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金要綱第9条の規定により申請します。

1 変更（中止）理由

2 変更内容

第6号様式（第10条関係）

川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金変更（中止）決定通知書

川崎市指令 第 号

本店所在地
名 称
代表者職・氏名 様

年 月 日付で、申請のあった川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金変更（中止）承認については、川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金交付要綱第10条の規定に基づき、内容審査の結果、次のとおり承認します。

年 月 日

川崎市長 名

- 1 対象事業名
- 2 変更の内容
- 3 承認後の補助対象経費
- 4 承認後の交付決定金額
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることがあります。
 - (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付を受けるまでに、第4条、第5条に定める要件を欠くことになったとき。
 - (4) 第15条又は第16条の規定に違反したとき。
 - (5) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、この要綱に定める規定、その他法律等に基づき市長が行った指示、もしくは命令に違反したとき。
- 6 補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、関係書類を添えた事業実績報告書を提出すること。

(注) 中止の場合には、5、6を除いて令達します。

第7号様式（第10条関係）

川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金変更（中止）不承認決定通知書

川崎市指令 第 号

本店所在地
名 称
代表者職・氏名 様

年 月 日付で、申請のあった川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金変更（中止）承認については、川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金交付要綱第10条の規定に基づき、内容審査の結果、承認に至りませんでしたので通知します。

年 月 日

川崎市長 名

理由

第8号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

（申請者）

本 店 所 在 地
名 称
代表者職・氏名

年度 川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金に係る事業実績報告書

年 月 日付け、川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、補助事業（補助金の交付決定に係る会計年度）が完了しましたので、川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金交付要綱第12条の規定により報告いたします。

添付資料

- (1) 事業報告書
- (2) 事業別経費内訳書
- (3) 支払いを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

第9号様式（第13条関係）

番 号
年 月 日

本店所在地
名 称
代表者職・氏名 様

川崎市長

年度 川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告がありました川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金につきまして、川崎市環境分野企業間連携等研究開発補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり確定しましたので通知します。

- 1 交付決定年月日
- 2 交付決定通知番号
- 3 対象事業名
- 4 交付決定額
- 5 確定額